

中小企業等の新事業進出・生産性向上を支援 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の ご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）...	1
■ 2. 「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」の概要	2
■ 3. 対象者.....	3
■ 4. 補助率・対象経費等.....	4
4－1. 補助率・補助上限額・補助下限額.....	4
4－2. 補助対象経費.....	5
4－3. 補助対象事業の要件.....	5
4－4. 特例措置要件.....	6
■ 5. 申請の流れ.....	6
5－1. 申請前の確認事項.....	6
5－2. 応募申請の作業の流れ.....	7
5－3. 公募スケジュール.....	7
■ 6. 最後に.....	8

～行政サービスに強いアスコエパートナーズのおすすめ無料サービスのご紹介～

◆人事異動シーズンの手続きのバタバタにお困りの方へ「申請サポートプラス」

◆自社に合った補助金を調べるのに苦労している方へ「補助金ナビ」

→詳しくは当リポートの巻末ページをご確認ください。

中小企業等の新事業進出・生産性向上を支援 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の ご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT 補助など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

< 代表的な補助金 >

- ・新事業進出・ものづくり商業サービス補助金
- ・デジタル化・AI 導入補助金（旧：IT 導入補助金）
- ・持続化補助金など

< 主な管轄 >

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

< 知っておきたい補助金の6つのポイント >

1. 業種や業態に関わらず さまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は 補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには 審査で採択 される必要があります
4. 補助金は 事業実施後の交付 となります
5. 補助金は 返済不要 です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」の概要

「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」は、中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とした補助金です。

<補助対象事業枠（3つの申請枠）>

本制度には、自社の事業展開の目的に合わせて選べる3つの補助対象事業枠が設けられています。

●革新的新製品・サービス枠

自社の技術力等を活かし、顧客等に新たな価値を提供する、革新的な新製品・新サービスを開発する取組を支援する枠です。

単に機械装置やシステム等を導入するだけの取組や、既存製品・サービスの生産プロセスを改善するだけの取組は対象となりません。また、同業の中小企業者等において既に相当程度普及している製品・サービスも対象外です。

●新事業進出枠

既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業へ進出する取組を支援する枠です。

新たに製造・提供する製品、商品もしくはサービスが自社にとって新しいものであり、かつ、これまで対象としていなかったニーズや属性を持つ顧客層を対象とすることが必要です。ここで求められる新規性は、日本初・世界初という意味ではなく、申請する事業者にとって新しい取組であることを指します。

●グローバル枠

海外市場の開拓に向けて、国内の製造拠点など、輸出体制を強化する取組を支援する枠です。

自社の製品等を活用して自発的に新たな海外販路を開拓するとともに、これまで対象としていなかった国・地域の市場へ進出する取組が対象です。取引先の要請に応じて行うなど、取引先主導の事業は対象となりません。

このように、各枠では対象となる取組に加え、後述する補助率や補助上限額、補助対象経費なども異なります。自社が実施する事業の目的と内容を整理し、該当する枠を見極めることが申請の第一歩となります。

■ 3. 対象者

本制度は、日本国内に本社および補助事業実施場所を有する中小企業者、小規模企業者・小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、農事組合法人、対象リース会社を対象としています。

まず、自社が「中小企業者」に該当するかどうかは、業種区分ごとの資本金または常勤従業員数が下表の数字以下であるかで判定します。

業種	資本金	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000 万円	100 人
小売業	5,000 万円	50 人
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円	900 人
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	300 人

このうち、より小規模な「小規模企業者・小規模事業者」に該当すると、3 枠のうち「革新的新製品・サービス枠」では補助率が 3 分の 2 に優遇されます（中小企業者は 2 分の 1）。「小規模企業者・小規模事業者」に該当するかどうかは、常勤従業員数が下表の数字以下であるかで判定します。

業種	常勤従業員数
製造業	20 人
商業・サービス業	5 人
うち宿泊業・娯楽業	20 人
その他の業種（上記以外）	20 人

このほか、資本金 10 億円未満で一定の要件を満たす特定事業者の一部、常勤従業員 300 人以下で収益事業を行う特定非営利活動法人（経営力向上計画の認定が

必要です)・農事組合法人、対象リース会社(中小企業者等とリース会社の共同申請により、リース会社を機械装置またはシステム購入費の補助対象とする場合)も申請が可能です。

補助対象外となる事業者については、詳しくは「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」の Web サイトや公募要領で確認できます。

■ 4. 補助率・対象経費等

4-1. 補助率・補助上限額・補助下限額

申請枠	補助率	補助上限額 (従業員数によって異なります)	補助下限額
革新的新製品・サービス枠	中小企業者：1/2 (特例適用時 2/3) 小規模企業者・小規模事業者、再生事業者：2/3	1～5 人：750 万円(賃上げ特例適用時 850 万円)	100 万円
		6～20 人：1,000 万円(同 1,250 万円)	
		21～50 人：1,500 万円(同 2,500 万円)	
		51 人以上：2,500 万円(同 3,500 万円)	
新事業進出枠	中小企業者(小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む)：1/2(特例適用時 2/3)	1～20 人：2,500 万円(同 3,000 万円)	750 万円
		21～50 人：4,000 万円(同 5,000 万円)	
		51～100 人：5,500 万円(同 7,000 万円)	
		101 人以上：7,000 万円(同 9,000 万円)	
グローバル枠	中小企業者(小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む)：2/3	1～20 人：2,500 万円(同 3,000 万円)	750 万円
		21～50 人：4,000 万円(同 5,000 万円)	
		51～100 人：5,500 万円(同 7,000 万円)	
		101 人以上：7,000 万円(同 9,000 万円)	

括弧内の引上げ後の補助率・補助上限額は、一定の賃上げを行う場合の「賃上げ特例」や、事業場内最低賃金の引上げを行う場合の「地域別最低賃金引上げ特例」の適用を受けた場合の内容です。後述の「4-4. 特例措置要件」で説明します。

4-2. 補助対象経費

補助対象経費は、本補助金の対象として明確に区分できるものであり、必要性および金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる経費です。

<対象経費>

機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費、建物費、海外旅費、通訳・翻訳費

※「建物費」は「新事業進出枠」および「グローバル枠」のみ対象です。

※「海外旅費」、「通訳・翻訳費」は「グローバル枠」のみ対象です。

4-3. 補助対象事業の要件

中小企業等が、以下の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組むことが必要です。

(1) 付加価値額要件

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること。

(2) 賃上げ要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加させること。

(3) 事業場内最賃水準要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準であること。

(4) ワークライフバランス要件

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「両立支援のひろば」で公表していること。

(5) 子育て等に関する職場環境整備に向けた取り組み要件

「子育て等に関する職場環境整備」に向けた取り組みを行うこと。

(6) 金融機関要件

補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること。

4-4. 特例措置要件

賃上げ特例の適用を受ける場合や、地域別最低賃金引上げ特例の適用を受ける場合の追加要件です。

賃上げ特例要件【要件未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後 3～5 年の事業計画期間において、以下の要件をいずれも満たすこと

(1) 「賃上げ要件」の一人当たり給与支給総額基準値に加え、更に年平均成長率+2.5%（合計で年平均成長率+6.0%）以上増加させること。

(2) 「事業場内最賃水準要件」の事業場内最低賃金基準値に加え、更に+20 円（合計で+50 円以上）以上増加させること。

地域別最低賃金引上げ特例要件

2024 年 10 月から 2025 年 9 月までの間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025 年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の 30%以上である月が 3 か月以上あること。

■ 5. 申請の流れ

5-1. 申請前の確認事項

申請にあたっては、まず G ビズ ID プライムアカウントを取得する必要があります。G ビズ ID メンバー・エントリーアカウントでは申請できず、プライムアカウントの発行には約 1 週間程度を要するため、早めの準備が欠かせません。

▶ G ビズ ID プライムアカウントの取得はこちら

<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

一般事業主行動計画の策定・公表を行っていない方は、応募申請前に手続きが必要です。公表の手続きには 1～2 週間程度の期間を要します。

また、本補助金の要件に該当しているか、公募要領で補助対象事業枠、補助

対象事業の要件、補助対象者、補助対象経費を確認してください。

5-2. 応募申請の作業の流れ



一般的に、電子申請の入力には数時間程度を要しますので、十分な余裕を持って申請手続きを開始しましょう。

5-3. 公募スケジュール

応募申請の受付、採択結果の発表、交付申請・交付決定を経て、補助事業を実施する流れとなっています。採択された場合、交付申請は採択発表日から 2 か月以内に行う必要があります。

補助事業の実施期間は申請枠によって異なり、革新的新製品・サービス枠は交付決定日から 10 か月以内（採択発表日から 12 か月以内）、新事業進出枠・グローバル枠は交付決定日から 14 か月以内（採択発表日から 16 か月以内）とされています。事業実施後は、実績報告、額確定通知、清算払請求を経て、補助金が支払われます。

具体的な日程は公募回ごとに異なり、変更されることもあります。最新の日程は、必ず公式サイト「公募スケジュール」ページでご確認ください。

■ 6. 最後に

「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」は、革新的な新製品・新サービスの開発、新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓という 3 つの枠組みで、中小企業等の生産性向上と賃上げを後押しする制度です。従業員数等に応じて、革新的新製品・サービス枠では最大 2,500 万円、新事業進出枠・グローバル枠ではそれぞれ最大 7,000 万円の補助を受けられる可能性があります。

申請にあたっては、G ビズ ID プライムアカウントの取得や一般事業主行動計画の策定・公表など、事前に準備が必要な手続きがあります。公募回ごとの応募締切や日程は変更される場合もあるため、活用を検討される場合は、公式サイトで最新の公募要領やスケジュールを確認のうえ、早めに準備を進めることをおすすめします。

新たな製品・サービスの開発や新市場への進出、海外市場開拓などを検討している事業者の方は、本制度の活用をぜひご検討ください。

<参考>

▼新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

<https://shinjigyoun-monodukuri.smrj.go.jp/>

＜当レポートについて注意事項＞

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は 2026 年 9 月 25 日時点の自治体 Web サイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

～行政サービスに強いアスコエパートナーズのおすすめ無料サービス～

◆人事異動のたびに書類準備でバタバタしていませんか？

人事異動シーズンの手続きをもっとスムーズに「申請サポートプラス」

退職・転職・休職などの際に必要な「給与所得者異動届出書」を、Web フォームに沿って入力するだけで自動生成。全国の市区町村で使える eLTAX 様式準拠で、書類の取り寄せや様式の確認も不要です。

▶詳しくはこちら <https://dl-successnet.kalep.net/services/h6x4210c8f1e>

◆補助金を調べるのに時間がかかっていませんか？

自社に合った補助金を調べたい方に「補助金ナビ」

キーワード・地域・お困りごとなどから、活用できる補助金を無料検索。制度の概要もわかりやすく表示され、事業計画や資金調達の検討に役立ちます。

▶詳しくはこちら <https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>